

# 宮城県公報

令和8年5月12日（火）  
定期第696号

## 目次

### 訓令甲

- 職員分限懲戒審査会規程の一部を改正する訓令（行政管理室）

### 公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（契約課）

宮城県訓令甲第17号

職員分限懲戒審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年5月12日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員分限懲戒審査会規程の一部を改正する訓令

職員分限懲戒審査会規程（昭和45年宮城県訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(幹事会) 第8条 [略] 2 幹事会の幹事は、総務部副参事(行政管理担当)の職にある者、総務部人事課総括課長補佐(職員の分限に関する事務を担当する総括課長補佐に限る。)の職にある者、<u>総務部行政管理室総括室長補佐の職にある者、総務部行政管理室長補佐(行政管理担当)の職にある者</u>、総務部人事課の班長(職員の分限に関する事務を担当する班長に限る。)を命ぜられた職にある者及び総務部行政管理室の班長(職員の懲戒に関する事務を担当する班長に限る。)を命ぜられた職にある者とする。 3・4 [略]</p>	<p>(幹事会) 第8条 [略] 2 幹事会の幹事は、総務部副参事(行政管理担当)の職にある者、総務部人事課総括課長補佐(職員の分限に関する事務を担当する総括課長補佐に限る。)の職にある者、総務部行政管理室総括室長補佐の職にある者、総務部人事課の班長(職員の分限に関する事務を担当する班長に限る。)を命ぜられた職にある者及び総務部行政管理室の班長(職員の懲戒に関する事務を担当する班長に限る。)を命ぜられた職にある者とする。 3・4 [略]</p>

附 則

この訓令は、令和8年5月12日から施行する。

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年5月12日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 1 入札に付する事項

### (1) 購入物品及び数量

CAD/CAMシステム等 一式

(2) 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 令和9年2月26日(金)

(4) 納入場所 宮城県立仙台高等技術専門校 1号館

(宮城県仙台市宮城野区田子1丁目4-1)

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

(3) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(4) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(6) 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

(7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成20年11月1日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」

という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

- (8) 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 電話 022-211-3335)へ令和8年5月26日(火)午後5時までに提出すること。

### 3 入札書の提出場所等

#### (1) 電子調達システムの利用

ア 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

イ 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

- (2) 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県出納局契約課物品班(担当 福地 美奈 電話 022-211-3333)

- (3) 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和8年5月26日(火)まで(2)あて申し出ること。

#### (4) 一般競争入札参加資格審査

ア システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和8年5月26日(火)午前9時から令和8年6月4日(木)午後5時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

イ 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和8年6月4日(木)午後5時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

ウ 開札日までの間において、ア又はイにおいて提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

#### (5) 入札書の提出期限等

ア システムを用いて入札する場合

入札期間 令和8年6月8日(月)午前9時から令和8年6月19日(金)午後5時まで

イ 書面により入札書を提出する場合

(7) 日時 令和8年6月19日(金)午後5時

(1) 場所 (2)に同じ

(ウ) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便により（ア）の日時までに到達するよう提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、（6）の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(エ) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

(6) 開札の日時及び場所

令和8年6月22日（月）午前10時

宮城県行政庁舎10階入札室

4 入札に参加することができない者 2に定める資格を有しない者

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第97条及び第98条の規定による。

(3) 契約保証金 財務規則第113条及び第114条の規定による。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

(5) 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) この契約は、電子契約を選択することができる。

(9) 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

(10) 詳細は、入札説明書による。

6 概要

**Summary**

1. **Nature and Quantity of the Items to be Procured:** Purchase of CAD/CAM System, etc. (1 set)
2. **Deadline for Delivery:** February 26, 2027 (Fri.)
3. **Place of Delivery:** Miyagi Prefectural Sendai Vocational Training School, Building No. 1
4. **Deadline for Bid Submission:** June 19, 2026 (Fri.), 5:00 P.M.
5. **Contact Information:** Mina Fukuchi, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government  
3-8-1 Honcho, Aoba Ward, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570  
TEL.: 022-211-3333
6. **Language and Currency Used in Contract Procedures:** Japanese and Japanese yen only.